国立医薬品食品衛生研究所　実験動物飼育管理要領

平成 30 年 3 月 1 日
動 物 管 理 室

１．目的

国立医薬品食品衛生研究所動物実験施設（以下「施設」という）における動物実験等の円滑な遂行を目的とし、実験動物（以下「動物」という）の適正な飼育管理に関する原則を実験動物飼育管理要領として定める。

２．管理区域とその共有性

（１） 施設のうち動物管理室が所管する区域は、動物棟の動物飼育室、動物用品取扱区域、廊下及び共有する解剖室・処置室等とする。
（２） 上記区域はすべて使用者共有の原則のもとに動物管理室の管理下におき、その使用は動物管理室が調整する。したがって飼育室の使用予定は、できるだけ早期に動物管理室と協議する。

３．動物実験伝票

（１） 動物実験責任者あるいは動物実験実施者は、動物実験等の実施前に動物実験伝票に、遺伝子組換え動物使用の有無、動物実験計画書承認番号、飼育管理方法等の必要事項を記入し、動物管理室に提出する。
（２） 動物管理室は、動物の愛護の観点あるいは飼育管理上に問題があると判断した場合は、実験内容について説明を求め、必要に応じて動物実験委員会等に諮るものとする。

４．動物の搬入と微生物学的検査

（１） 動物搬入時、動物実験伝票に記された規格に合致しているか、外見上の異常等の有無等について検収を行う。
（２） 動物搬入時、外見上の異常の有無を観察し、必要に応じ動物の微生物学的検査を行い、また、馴化期間の前後に体重を測定する。
（３） 飼育室ごとあるいは 1 実験ごとに、原則として微生物学的モニタリングを行う。

５．動物の種類と動物実験

（１） 施設において飼育する動物の種類は、マウス、ラット、ハムスター、モルモット、ウサギ、マーモセット、イヌとする。

上記以外の動物、すなわちスナネズミ、スンクス、リス、ニワトリ、ウズラ、ミニブタ、ネコ、免疫不全動物（ヌードマウス等）、無菌動物、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類及び遺伝子組換え動物等、あるいは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の指定による動植物等を用いる場合は、予め動物管理室と協議する。

（２） 実験内容により、動物実験等の実施前にそれぞれ遺伝子組換え実験安全委員会、バイオセーフティ委員会、動物実験委員会等に諮ることがある。

（３） 動物は入手し得る限り、微生物学的に清浄な動物を用いる。すなわちマウス、ラットは SPF レベル、ウサギはクリーンレベル以上、その他は必要に応じて動物管理室が定める。

（４） 解剖室やデスクサイド等の飼育室以外での動物の飼育は原則として行わない。

（５） 用いる動物は、原則としてヒトに対する病原性、毒素産生性、発癌性、伝達性等がないものとする。

（６） 発癌性、バイオハザードあるいはケミカルハザード等の虞のある動物実験等を行う場合、または遺伝子組換え動物を用いる場合は、予め動物管理室と協議し、適切な設備・機能を備えた施設を使用する。また、実験内容に応じた飼育管理方法について動物実験等の実施前に定めるものとする。

６．飼育管理方法

（１） 飼育管理は、原則として集中管理方法とし動物管理室が担当する。但し、実験内容により動物実験実施者が自ら飼育管理を行う場合がある。

（２） ケージ、架台等の種類および基本的管理内容は動物実験伝票の裏面を参照し、適切な飼育管理方法を選択する。

（３） 給餌・給水は、それぞれの動物種に適した市販固型飼料を給餌し、塩素・塩酸を添加した水を与えることを基本とする。但し、実験内容により特殊な給餌・給水を行う場合は、予め動物管理室と協議し実験毎に定める。

（４） 飼育環境の整備・監視

１）動物管理室は、動物飼育室及び飼育関連区域の微生物学的清浄度の維持、向上のため、当該区域の清掃、洗浄、空中落下細菌検査等を行う。

また、空調設備等の管理は施設管理者と協力して実施する。

２）当該区域は動物実験実施中の動物飼育室を除き、定期的にクリーンアップを行う。

３）施設に出入するものは所定の衣服類を装着し、手指の洗浄・消毒を行う。

（５） 使用後のケージ類等の動物用品は回収し、洗浄室で汚物を除去し洗浄・滅菌等を行い再使用する。動物用品の変形、転用、記号の記入等は行わない。

（６） 動物の死体は施設外に搬出するまでの間、腐敗・汚染等を防止するため、死体用フリーザーに保管する。なお、死体は飼育室内や廊下に放置することなく、速やかに適切に回収・処置する。

７．付帯事項

（１） 遺伝子組換え動物の取扱は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（所謂カルタヘナ法）及び国立医薬品食品衛生研究所「遺伝子組換え実験安全管理規則」に準拠する。

（２） げっ歯目やサル類に属する動物あるいはイヌ等の受入には、それぞれ「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」、「家畜伝染病予防法」及び「狂犬病予防法」等の関連法令に準拠する。

（３） 動物管理室は、必要に応じて動物実験責任者あるいは動物実験実施者から依頼を受け、動物実験技術について支援を行う。